

---

○副議長（永森直人）休憩前に引き続き会議を開きます。

井加田まり議員。

〔23番井加田まり議員登壇〕

○23番（井加田まり）立憲民主党議員会の井加田でございます。

コロナ禍以降最大規模となる高市政権初の経済対策が閣議決定されたことを受けて、本定例会において追加の補正予算が予定をされております。本来補正予算は、必要な対策を積み上げて算出されるものですが、十数兆円の国債の追加発行を財源とする大盤振る舞いが現下の経済状況をさらに混乱させ、かえってインフレを助長するのではないかと懸念する声も聞こえてまいります。引き続き、国会での議論を注視してまいりたいと思っております。

さて、皆さん、寒いですね。昨夜から冬本番に突入をいたしました。一気に寒くなったのですけど、インフルエンザも増えておりますので、まだまだ感染症対策にも十分注意が必要でございます。知事はじめ執行部の皆様には、年末にかけてお忙しいとは思いますが、現場職員の皆さんも、働いて、働いて、働き過ぎて、健康を害することのないよう十分目配りをお願いしたいと思っております。

いずれにしましても、本定例会に追加提案される予定の重点支援地方交付金を活用した大型の追加補正案については、地方の実情を十分踏まえて検討を進めていく必要がございます。

こうした観点から、私からは、県政の諸課題について、高校再編、賃上げと人材確保、物価高対策、農業の課題など7問、そして持続可能な医療、介護・障害福祉の課題について6問質問いたします。

県政の諸課題について、まず初めに、県立高校再編について教育長にお伺いします。

再編の基本方針については、私は6月議会で、少人数学級が進展している中で、40人学級を基本とする学級編制と教員配置にはこだわる必要はないこと、1学年480人規模の大規模校の設置は小規模校廃止に拍車がかかり、その必要性について県民にまだまだ十分受け入れられている状況にはないということについて申し上げてまいりました。

9月議会においても多くの懸念の声が示されたところです。また北日本新聞の調査におきまして、県の方針どおり20校を選んだ割合は10代では最も多いけれど、20代以上の年代別では30校程度にとどめるべきというのが最多でございました。生徒に多様な選択肢を提供することと併せて、地域の学びの場の維持を求める意見が依然として根強くあるのではないかでしょうか。

また、県内にバランスよく大規模校から小規模校を配置するためには、今より大規模の高校設置を含めた県の計画は、依然として県民に十分理解されているとは思えません。パブリックコメントでも、少人数教育の必要性や教育内容の充実を求める意見が多く寄せられています。さらに幅広い検討が必要あります。

10月開催の総合教育会議において、新時代とやまハイスクール構想の実施方針について来年1月頃までに取りまとめ、第1期校設置について令和8年度前半をめどに公表することが決定されました。

基本方針に基づく実施方針についても、議論が煮詰まっている状況にはありません。スケジュールありきではなく、急ぐことなく、県民の理解が得られるよう、議会での質問や提言等も踏まえて十分

に検討を進めていただきたいと思っております。

これまでの議論を踏まえましても、大規模校設置の根拠はかなり薄いと考えるものであります。改めて、高校再編の方針について1学年40人規模にこだわることなく、4から8学級程度の中規模校を中心に、既存の学校施設も活用した上で小規模校もできるだけ残して再編、設置することが現実的であります。教育内容の充実に必要な施設整備の拡充も同時に進めていくことが求められていると考えております。

大規模校設置については見直すべき、または撤回されはどうかと考えるものですが、廣島教育長にお伺いをいたします。

また、実施方針の来年1月頃までの取りまとめに向けて、職業科の教育内容について現在の学科をベースに、進路を見据えた専門教育の実践に向けた開設方法の議論、検討が進められております。

県内にバランスよく配置するとされる新高校においては、教育内容の充実に向けた教員の確保、拡充配置は必要不可欠であります。学校規模にかかわらず重要課題であります。今後の学校配置計画と同時に検討を進める必要があります。

職業科の配置や教育内容の充実に向けて教員の確保、配置の拡充などにどのように取り組んでいかれるのか、続けて廣島教育長にお伺いをいたします。

次に、県内企業における賃上げ、人材確保についてお伺いをいたします。

今年の春闘では昨年を上回る水準となりましたけれど、この流れを継続、拡大し、物価上昇を上回る賃金上昇の普及定着が課題となっております。さらに、現下の物価高から暮らしを守るには、全て

の勤労者の大幅な賃金引上げの実現が求められ、とりわけ県内企業の9割を占める中小企業における賃上げ、人材確保に向けては、時給の引き上げ、正規職員の新規採用、非正規からの正規職員化などの取組の強化も求められます。

そこで、県内企業における賃上げ状況や人材確保の現状、働きやすい環境の整備の取組について、昨年に引き続き、現状をどのように認識しているのか、また、格差是正に向けて今後強化していく中小企業などへの県の支援の拡充にどのように取り組んでいくのか、山室商工労働部長にお伺いをいたします。

続いて、県内中小企業において、原材料費、人件費などの高騰による影響が大きくなっていますが、価格転嫁の推進にどのように取り組んでいくのか、価格転嫁の実態、価格交渉などの状況と併せて山室商工労働部長にお伺いをいたします。

次に、県の指定管理者制度について質問いたします。

本定例会に、県の広域消防防災センターをはじめとして32件の指定管理者の指定に関する議案が上程されております。

さきの自民党の代表質問において同様の質問がございましたけれど、指定管理者制度の運用に関して、私からも質問をいたします。

物価高騰の影響を指定管理料に適切に反映させる指定管理料の引き上げ、また、運営する施設の状況に応じた協定の改定や賃金の引き上げを反映した人件費のスライド制度の導入による指定管理料の変更などが必要であり、積算書に基づいた適切な指定管理料の見直しに県が率先して取り組むべきと考えます。

今回の指定管理者の公募に当たり、資材価格やエネルギーコストの高騰、賃金の引上げなどを踏まえた適切な指定管理料の設定とな

っているのか、また最低賃金額の改定、契約後の実勢価格の状況に応じた必要な契約変更についても県の適正な対応が求められますが、現状はどうなっているのか、田中経営管理部長にお伺いをいたします。

次に、農地を維持継続していくための県の持続可能な農業政策について2問質問いたします。

6月定例会で私は、物価高騰や後継者不足に直面する農家や営農組織について、県が実態を踏まえた支援に取り組むべきとの観点で質問をいたしました。

2025年、先頃公表されました農林業センサスによれば、富山県の農業経営体数は8,795経営体で、5年前の調査に比べて28.8%、3,561の経営体が減少をしております。

耕地面積の規模別では前回調査に比べて、30ヘクタール以上の層で経営体数は増加をし、30ヘクタール未満が減少しています。中でもとりわけ耕地面積が5ヘクタール未満の層で減少率が著しく、離農が加速をしています。

小規模経営の農業者の減少が進む中、将来農業を継続していくのか、農地が適切な形で利用できるのかどうか、将来の展望を見いだせない地域も少なくない現状にあります。

持続可能な県内農業の構築に向けて、農林業センサス調査結果から見えてきた実態、また地域計画から見えてきた現状と課題に対し、今後、市町村の取組と一体となった施策の強化が求められるところですが、県としてはどのように取り組んでいくのか、現状の支援の取組状況と併せて津田農林水産部長に伺います。

さて、農業従事者が高齢化し、農地の引き受け手も不足しています。

す。 そうした中で、 経営資源としての農地や農業技術が適切に継承されず、 農業の生産基盤が一層脆弱化し、 農業生産のみならず地域コミュニティーの維持が困難になることが懸念をされています。

一方で、 食料の安定供給の確保、 多面的機能を維持するためには耕作放棄地にしない努力も求められ、 生産基盤としての農地を今後とも維持していく必要がございます。

こうした現状の下で、 地域集落における集落営農組織や認定農業者などの担い手となる経営体の育成及び農地の集積・集約化にどのように取り組んでいくのか、 現状の課題と併せて津田農林水部長に伺います。

次の項は、 持続可能な医療、 介護・障害福祉分野への支援についての質問でございます。

持続可能な地域医療体制の構築について、 物価高や人件費の高騰の影響で経営難となっている県立中央病院への支援について、 補正予算案で無利子貸付けなどが計上されました。 しかし、 当面は借入金で乗り切ることはできても、 本年度も依然として厳しい経営状況は続いています。

病院では、 経営改善に向けて収益の向上や経費節減努力に取り組まれておりますけれども、 高度医療、 救急や精神、 周産期などの不採算部門を担う公立病院として、 病院の自助努力だけで解消できる赤字の額ではございません。

来年度には、 2から3%の診療報酬のプラス改定を実施する見通しが言われておりますけれども、 県立中央病院は今年度も赤字が見込まれており、 賃金引上げや物価高騰に対応した診療報酬の引上げ改定を国に働きかけることはもちろんでありますけれども、 以前か

ら申し上げている控除対象外消費税への支援や、一般会計から病院事業会計への繰出し基準を拡充する交付税措置など、経営安定化のための国からの財政支援の拡充が必要でございます。

県立中央病院の経営安定化を図るとともに、経済効率のみを優先した病床数削減などで医療内容が後退をしないよう取組が必要と考えますが、有賀厚生部長にお伺いをいたします。

富山県リハビリテーション病院・こども支援センターの病床数削減問題について、医療従事者や保護者の要望を受けて削減を見直し、2026年度は現行数を維持する知事の方針が示されました。午前中も質問にあったところです。

今後、ニーズ調査や協議の場で検討されることと承知をしておりますけれども、看護師などの育成確保の面も含めて、県全体で適切な支援体制を整える必要がございます。

必要病床数や指定管理期間についても再検討の対象とされておりますけれども、必要病床数については、経営の効率や収益性を求めることが難しい利用者の実態に沿った設定が必要です。効率だけで病床削減を進めれば、赤字の医療機関は、医師、看護師など従事者不足も相まって、さらに赤字が増え、専門的な指定管理者のノウハウを発揮できないまま撤退せざるを得なくなります。また、地域医療構想の議論の中でも、この病院の役割分担の検討も必要ではないでしょうか。

指定管理者再公募に当たり、病床数のみならず、物価高騰や賃上げ水準を反映した人件費などを踏まえた適正な指定管理料の設定となっているのか、また適正な病床数の維持確保に向けて今後どのように取り組んでいくのか、新田知事にお伺いをいたします。

新たな地域医療構想が検討されています。

2017年に県が策定した地域医療構想では、2025年までに9,557床を目指しておりましたけれど、新たな地域医療構想では、各医療圏で将来にわたって必要となる医療提供体制が維持されるよう、持続可能な医療提供体制の構築が必要でございます。

これまでの各医療圏における地域医療構想の評価と課題を踏まえて、救急、急性期の医療体制の確保、高齢者救急の受入れ、外来医療や在宅医療、介護との連携、人材確保等も含めた取組を推進すべきと考えるものでございます。新たな地域医療構想をどのように進めていかれるのか知事にお伺いをいたします。

次に、介護・障害福祉サービス等への支援について伺います。

介護・障害福祉従事者の賃金は、全産業平均と比べて月額8万円も低い状況にあります。さらなる人材の流出を防ぐためには、全産業平均の水準に近づけることが重要です。

介護報酬、障害福祉サービス等の改定では、介護・障害福祉従事者処遇改善で2024年度に2.5%、2025年度に2%の加算率引上げが行われましたけれど、この介護・障害福祉サービス等職員の処遇改善についてどのように実態を把握し、サービスの低下につながらないよう処遇改善を図っていくのか、昨年度、今年度の処遇改善の実態と併せて有賀厚生部長にお伺いをいたします。

他産業との賃上げ率の格差をこのまま放置すれば、介護・障害福祉分野からのさらなる人材流出は避けられません。確実な処遇改善が求められています。

さらに、2024年度の訪問介護の基本報酬引下げなどにより、訪問介護事業所は経営が逼迫し、倒産件数も増えております。人材確保

が困難との理由で居宅サービスを中心に廃止をする事業所も出ております。特に経営が逼迫をしている訪問系サービスや、人材確保が困難な通所系サービスに対しては、手厚い支援も必要と考えますが、ここ数年の県内事業所の廃止状況と併せて有賀厚生部長にお伺いをいたします。

物価高騰や今年度の最低賃金改定が過去最高となっていることも踏まえて、県としても独自支援が求められています。持続可能なサービスの提供には、事業者への支援と現場を支える職員の確実な待遇改善は待ったなしの状況でございます。

介護・障害福祉サービス等の事業所が物価高騰や最低賃金引上げなどに対応できるよう、2026年度の臨時報酬改定では、職員の待遇改善、事業所経営の安定化に向けて報酬を引き上げる必要があります。また、県の独自支援も求められているところでございます。最後に新田知事にお伺いをして、私の質問を終わります。

○副議長（永森直人）新田知事。

〔新田八朗知事登壇〕

○知事（新田八朗）井加田まり議員の御質問にお答えをします。

まず、富山県リハビリテーション病院・こども支援センターの指定管理料及び病床数についての御質問にお答えします。

富山県リハビリテーション病院・こども支援センターの指定管理者の公募に当たり、指定管理料の上限額を設定しておりますが、その金額の算定においては、それまでの実績や将来の情勢を勘案し、指定管理期間内に見込まれる所要経費と利用料金収入の差額を指定管理料として設定をしています。

また、経費の種別ごとに客観的指標に基づく将来の物価上昇率な

どを加味して算出した変動率も乗じておりますと、昨今の物価や人件費の高騰などを反映した適正な金額を設定しております。

また、病床数の設定ですが、回復期リハビリテーション病棟や療養介護棟は、病床利用率が高い水準で推移していますことから、現行の病床を維持することにしています。

こども棟と一般病棟については、利用者が減少している状況等を踏まえ、来年度に病床移行することを予定しておりましたが、小児科医や医療的ケア児の御家族などからの御要望を重く受け止め、病床移行は取りやめ、現行の病床数のままとすることにしました。

今後、御要望のあった潜在ニーズも含めた実態調査を行うとともに、県全体での支援体制について協議するため、関係者による協議の場を設置し県全体の支援体制の在り方を検討することにしております。これらの結果を踏まえて、改めて当院の担う役割や適正な病床数の設定について判断することになります。

次に、医療提供体制についての御質問にお答えします。

現行の地域医療構想は、人口減少や超高齢化の進行に対応した入院医療の機能分化を図るため、各構想区域の病床数の必要量について高度急性期など4つの医療機能ごとに推計をしています。

構想策定前の平成26年度と令和6年度の病床数を比較すると、各構想の区域において、高度急性期や急性期機能から回復期機能への転換、慢性期機能から介護医療院への転換など、医療需要の変化に適用した病床機能の見直しが進んできたと認識をしております。

御質問の新たな地域医療構想は、入院医療の機能分化に加えて、かかりつけ医機能や在宅医療、介護との連携、人材確保なども含めた地域のあるべき医療提供体制の実現に向け策定することとされて

います。また、地域ごとに整備すべき医療機関機能として、がんや脳卒中、周産期医療における高度専門的な医療機能については、圏域を拡大して医療資源を集約化する必要があると考えます。

一方で、肺炎や心不全、尿路感染症、骨折などによる高齢者救急の受入れと入院早期からのリハビリの提供、かかりつけ医と連携した在宅医療、訪問看護の提供、高齢者施設入所者などの緊急時の受入れについては、公的病院だけではなく民間病院などにも広く参画を求め、身近な区域内で確保する必要があると考えております。

今後国から示されるガイドラインを踏まえて、地域医療構想調整会議などにおいて、各医療機関や医師会、市町村などと構想の策定に向けた協議を進め、より効率的な医療提供体制の再構築に取り組んでまいります。

私から最後ですが、介護・障害福祉サービスの報酬引上げについての御質問にお答えします。

介護・障害福祉サービス等事業所が安定的、継続的にサービス提供できるようにするために、社会経済情勢が介護・障害福祉サービス等報酬に適時適切に反映されることが必要ですが、現在の物価の高騰や人件費の上昇の影響を価格に転嫁することができず、非常に厳しい経営を強いられています。

そのため、県ではこれまで、県の重要要望や厚生労働大臣の来県時などの機会を捉え、適切な介護報酬の設定や報酬の臨時改定などの措置を求めるとともに、昨年度の国の経済対策に引き続き、今年も物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して、7月から9月までの光熱費や食材料費の高騰分の支援のほか、介護・障害福祉施設の職員の賃金改善の支援などを行ってまいりました。

政府が11月21日に閣議決定した経済対策では、他職種と遜色のない処遇改善に向けて、令和8年度の臨時の介護報酬改定において必要な対応を行うと明記され、さらに、その報酬改定の効果を前倒しし、経営の改善及び職員の処遇改善につなげるため、医療介護等支援パッケージが盛り込まれたところです。

そのほか、重点支援地方交付金の拡充が示され、交付金の推奨事業メニューとして食材料費やエネルギー価格の高騰分の支援や賃上げ支援が示されています。

県では、これらの国の経済対策を最大限に活用した補正予算の編成も念頭に、速やかな介護・障害福祉サービス等事業所の経営安定化や職員の処遇改善の支援に取り組んでまいります。

私からは以上です。

○副議長（永森直人） 廣島教育長。

〔廣島伸一教育長登壇〕

○教育長（廣島伸一） 頂きました2問のうち、まず高校再編に係る学校規模についてお答えをいたします。

これまで、学校規模に関しましては、小規模でも地域のために存続すべきという御意見がある一方で、多くの学校が小規模校となることは望ましくない、多様化が進む中、様々な生徒が集まることで違った価値観に触れ認め合う環境になる大規模校も必要、生徒が多くの選択肢から進路を選べるよう全県的な視野で高校の配置を考えていくべきなど、生徒の多様な選択肢の確保を求める声も多くあるところでございます。このため、特色ある大、中、小規模の学校を県内にバランスよく配置したいと考えているものでございます。

また、令和20年度以降も中学校卒業予定者数がさらに減少する見

込みであることを踏まえまして、新時代とやまハイスクール構想の実施方針（素案）では、ある程度の学校規模を維持しておく必要があると考えまして、令和20年度の学校数の目安を20校としたところでございます。

そのうち4分の3の15校は、中規模校として学校を配置する案となっておりまして、これらの学校では既存の学校施設を有効に活用しつつ、それぞれ特色ある教育の提供に必要となる施設設備の整備拡充を検討していくことになると考えております。

今後とも、生徒に多様な選択肢と充実した学びを提供できるよう、こどもまんなかの視点で丁寧に議論し、県民の皆様の御理解を得ながら構想を着実に推進してまいりたいと考えております。

次に、ハイスクール構想に沿った教員配置等についてお答えをいたします。

県教育委員会では、これまでにも多様な教育ニーズに対応できる人材を確保しますために、特別免許状を活用した社会人選考の拡充や、最新の専門知見を有される大学院生を対象とした特別選考の実施など、選考方法の見直しを行ってまいりました。また、今年度は、職業系学科におきまして、民間企業等の技術者や研究者などを非常勤講師として配置する事業を導入するなど、新たな取組も進めているところでございます。

新時代とやまハイスクール構想では、今後必要と考えられる教育内容と学校規模を組み合わせた新たな学校を配置することとしたいと考えております。

実施方針素案では、多様な科目や部活動が選択できる総合選択ハイスクールや、工業科などで構成し地域企業と連携する実践ハイス

クールなど7つの学校類型を示しており、こうした多様な選択肢の提供に必要な教員の確保が一層重要になってまいります。

今後、ハイスクール構想で目指すそれぞれの高校の役割や教育内容を踏まえ、情報化、国際化といった社会の変化や不登校生徒への対応など、より一層時代のニーズに応じた資質能力を有する教員の確保、配置に努めていく必要があります。

また、来年からは第1期校の設置に向け、教育内容など具体的な検討を進めることとしておりますが、その後も第2期校、第3期校と段階的に学校を再構築していくこととなるため、計画的な見通しも必要となります。

全ての学校において生徒たちに充実した学びの機会を確保するため、企業や大学等の研究機関をはじめとする地域、外部連携の取組の充実も図りつつ、適切かつ計画的な教員の配置を行ってまいります。

以上です。

○副議長（永森直人）山室商工労働部長。

〔山室芳剛商工労働部長登壇〕

○商工労働部長（山室芳剛）私から2問頂いたうち、まず県内企業の賃上げ状況などについての御質問にお答えいたします。

現状につきまして県が先般公表した調査によりますと、正規雇用労働者への賃上げを実施する企業は約9割、89.7%に達し、昨年と同水準を維持したものの、小規模事業者では依然として実施率が低いということでございました。また、人材確保の状況は昨年と大きく変わらず7割強、72.6%の企業が人材不足を訴え、構造的な逼迫が続いております。職場環境につきましては、セクハラなどの防止

策が進む一方、カスハラ対策の導入は約6割、56.2%にとどまり、育児休業の取得状況にも男女間で差が生じております。

これらを踏まえ、物価上昇を上回る持続的な賃上げ、総合的な人材確保、そして誰もが働きやすい環境づくりが喫緊の課題というふうに認識しております。

今後の支援につきましては、第1に持続的な賃上げの促進に向けて、11月補正予算案に計上いたしました賃上げ応援事業により、国などの制度活用に必要な就業規則の整備などを後押しし、中小・小規模事業者の取組をきめ細かく支えてまいります。

第2に人材確保につきまして、来年2月に人材確保・活躍対策パッケージを策定しまして、人材確保・活躍の富山モデルの構築に向け、実効性の高い施策を検討してまいります。

第3に環境整備につきまして、来年の10月のカスハラ対策義務化を見据えまして、ポスター配布やセミナー開催などにより周知啓発をさらに進めるとともに、男性育休の取得促進に向け県の助成制度の一層の普及に努めてまいります。

次に、県内における価格転嫁についての御質問にお答えいたします。

県が今年9月に実施した調査では、直近半年間に価格交渉を行えた企業は55.4%にとどまり、コスト上昇分の価格転嫁率も36%でございました。とりわけエネルギー費は29%、人件費は30%と低水準でございまして、依然として十分な価格転嫁が進んでいない厳しい現実が浮き彫りとなっております。

のことから、サプライチェーン全体におけるさらなる理解促進と、コスト上昇分を適切に価格転嫁できる環境整備を一層強化して

いくことが重要であると認識しております。

このため県では、パートナーシップ構築宣言の普及促進に加えまして、調査において訪問希望のあった企業に直接赴き、個別ヒアリングや専門家による助言を行っております。また、今年9月に県内金融機関などと連携して創設いたしました価格転嫁推進サポート制度により、課題を抱える県内企業への支援をプッシュ型で幅広く展開しております。

さらに、富山県経済の好循環加速化パッケージの第1弾として、専門家派遣費用の初回無料化や、価格転嫁を含む経営改善に向けたコンサルティング費用を支援する価格転嫁サポート補助金などを11月補正予算に計上しております。

今後とも、国や関係機関などと緊密に連携し、県内企業が適切な価格転嫁を実現できる環境づくりを力強く進めてまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

○副議長（永森直人）田中経営管理部長。

〔田中雅敏経営管理部長登壇〕

○経営管理部長（田中雅敏）私からは、指定管理者の公募に当たっての適正な対応についての質問にお答えいたします。

指定管理者制度は、民間事業者等の有するノウハウを活用することによりまして、多様化する住民の皆様のニーズに効果的、効率的に対応していくことを目的として導入しているところでございます。

施設の管理運営に必要な指定管理料の設定に当たりましては、近年の人工費や物価高騰の状況を踏まえまして、令和5年度から、人工費や再委託費、その他の経費ごとに、客観的指標に基づく賃金や

物価の上昇率などを加味した変動率を将来複数年にわたって乗じて上限額を設定するなど、期間中の賃上げなどにも対応できるよう適切に対応してきたところでございます。

また、指定管理期間中におきましても、施設の運営に重大な影響を与えるような物価変動があった場合、また、災害などの事案が発生した場合などに、その影響額を算定して指定管理料を変更しておりまして、令和4年度からは、複数年の賃金・物価上昇率を加味した上限額となっていない施設を対象に、追加の支援を行ってきたところでございます。

指定管理料につきましては、まずは指定管理料の設定時に適正な算定を行うことが重要と認識しておりますが、指定管理期間中の社会経済情勢の急激な変化についても施設運営に重大な影響を及ぼす可能性がありますことから、今後とも、この制度の適切な運用や改善について検討してまいりたいと考えております。

○副議長（永森直人）津田農林水産部長。

〔津田康志農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（津田康志）私からは2つの質問にお答えします。

まず、持続可能な県内農業の構築についての質問にお答えします。2025年農林業センサスでは、議員からも御紹介いただきましたが、本県の農業経営体数は2020年に比べ28.8%減少いたしました。内訳を面積、規模別で見ますと、全体の約8割以上を占める5ヘクタール未満の経営体数の減少が著しい一方で、30ヘクタール以上の経営体数は増加し、その面積シェアも約10%増えてございます。

また、市町村が今年3月に策定した地域計画では、10年後の耕作者未定の農地の割合が県全体で32.4%と厳しい状況となっておりま

す。こうしたことから、経営規模の大きい経営体への農地集積が進んでいるものの、担い手の経営継続や確保育成は依然として大きな課題となっております。

県ではこれまでも、農地の受皿となる担い手の規模拡大や省力化、後継者確保等の取組を支援しているほか、新たな担い手の確保に向け、とやま農業未来カレッジによる人材の育成をはじめ、就農希望者の相談や研修、定着促進、多様な人材を確保するためのスポットワークの活用などに取り組んでおります。

地域計画は、10年後の農地利用の姿を明確化し、地域農業が継続発展していくための将来の展望を描く基本となる計画でございまして、その計画をブラッシュアップしながら、担い手確保などの課題を解決していくことが重要でございます。しかしながら、現状ではマンパワーが不足している市町村もございます。

そのため、県の農林振興センターがこの地域計画のブラッシュアップに向けてより積極的に関わるとともに、市町村等の関係機関と一体となって地域の実情に応じた担い手確保の具体策、例えば地域ぐるみの新規就農者の受け入れ体制づくりや地域外からの担い手の確保、参入を含めた企業との連携などについて検討の上、その実現に向けた取組を推進していきます。

続きまして、担い手の育成と農地の集積・集約化についてお答えいたします。

地域において農業は、食料生産はもとより、地域コミュニティーの維持や多面的機能発揮の観点からも大きな役割を担っており、地域を守る経営体の育成と農地の維持確保は重要な課題と認識しております。

生産者が減少する中、これまで集落営農や認定農業者などの地域農業の担い手が、先ほど申し上げました役割を補完してまいりましたが、一昨年に集落営農組織を対象としたアンケートでは、5年後の労働力確保が難しいとする回答が約75%を占め、認定農業者の高齢化も進んでいることから、後継者確保や経営体間の連携を進める必要がございます。

また、農地につきましても、令和6年度の集積率は71.0%と全国平均を上回っておりますが、担い手への集約を促進することが課題となっております。

このため、集落営農につきましては、普及指導員が集落営農等に出向いて、後継者の確保育成や第三者継承、組織間の広域連携、合併等に向けての伴走支援を行うほか、担い手の経営継承を支援するため、県や市町村などの関係機関をメンバーとする県農業経営継承ネットワーク会議におきまして、継承希望経営体と就農希望者のマッチングを促進いたします。

また、農地の集約化に向けては、農地中間管理機構の活用に加え、圃場の大区画化等の基盤整備やスマート農業の導入による生産性向上、農地を引き受けやすい経営環境をつくるための畦畔草刈りや圃場の水管理の効率化などを支援してまいります。

今後も高齢化による離農が見込まれる中、経営体の後継者確保と経営継承を支援するとともに、担い手が離農者の農地を引き受けることを促進し、農地の集積・集約化を行ってまいります。

以上でございます。

○副議長（永森直人）有賀厚生部長。

〔有賀玲子厚生部長登壇〕

○厚生部長（有賀玲子） 私からは3問についてお答えいたします。

まず、県立中央病院の経営安定化についてでございますけれども、昨年度の全国の公立病院の決算では、約9割の病院が赤字となっており、県立中央病院に限らず全国の病院において、経営改善に向けての懸命の努力を続けているところでございます。

しかしながら、現行の診療報酬体系は、医療材料費や人件費の急激な高騰といった現下の社会経済情勢に対応し切れておらず、このことは、病院の経営努力だけでは解決が困難な構造的な問題であると認識しております。

このため、本年7月の全国知事会では、救急医療や周産期医療、精神医療など効率性、経済合理性だけでは対応できない医療を担う公立病院について、今後も安定した地域医療提供体制の維持のために必要な補助金や地方財政措置の充実、控除対象外消費税の取扱いなど適切な措置を講じることや、臨時的な診療報酬の改定などについて、国への提言を行っております。

こうした中、先月閣議決定された国の総合経済対策では、経営改善等を支援するための医療・介護等支援パッケージに加え、令和8年度診療報酬改定に関し、特に高度機能医療を担う病院の経営安定化と従事者の処遇改善などに留意し実施するということが盛り込まれたところであります。

県としては、さらなる収支改善に向け、各種料金の引上げや病床数の適正化等の検討も進めるとともに、今後実施が見込まれる国の緊急支援策も積極的に活用いたしたく思っております。また、全国知事会等と共に、国に対し、物価高や賃上げを反映した診療報酬改定といった措置を迅速に講じるよう要望してまいります。

次に介護・障害福祉サービス等職員の処遇改善についてでございます。

介護分野については、厚生労働省の介護職員等の職場環境や処遇に関する実態調査によれば、介護職員等処遇改善加算を取得している施設、事業所における介護職員の平均給与額は、令和6年9月と令和7年7月を比較すると6,840円の増加でございます。また、加算の取得率は、今年4月時点で95.3%で令和6年6月と比較して0.5ポイントの増加となっております。

障害福祉分野については、同じく厚生労働省の障害福祉人材の確保及び処遇状況等に関する調査によれば、福祉・介護職員等処遇改善加算を取得している福祉・介護職員の平均給与額は、令和6年9月と令和7年7月を比較すると1万6,970円増加しております。また、加算の取得率は今年7月時点で89.9%でございまして、令和6年9月と比較して2.9ポイントの増加となっております。

県では、これまで、介護・障害福祉サービス等職員の処遇改善加算取得促進のための個別相談窓口の設置や取得方法等の説明会を開催するとともに、国の経済対策に基づき、生産性を向上しさらなる業務効率化や職場環境の改善を図る事業所に対し、職員1人当たり5万4,000円の賃金改善に充当できる支援を実施しております。

引き続き、介護・障害福祉サービス等事業所が安定的、継続的に福祉サービスを提供できるよう、適切な報酬設定やさらなる処遇改善を国に働きかけるとともに、国の経済支援を積極的に活用してまいります。

最後に、訪問系サービスや通所系サービスに対する支援についてお答えいたします。

県が指定している介護・障害福祉サービスのうち訪問系サービスで経営困難を理由に廃止した件数は、今年度11月末現在で2件、令和6年度は年間4件、令和5年度は年間3件、令和4年度は年間3件となってございます。

一方、通所系サービスで、人員不足を理由に廃止した件数は、今年度11月末現在で1件、令和6年度は年間5件、令和5年度は年間4件、令和4年度は年間1件となっております。

県ではこれまで、先ほどの答弁でも申し上げましたが、国の経済対策に基づき、生産性を向上し、さらなる業務効率化や職場環境の改善を図り、人材確保、定着の基盤を構築する事業者に対する支援のほか、広報や職員の育成など訪問介護事業所のサービス継続を目的とした取組への支援に努めてきたところでございます。

今後とも国の緊急支援策を積極的に活用するなど、介護・障害福祉サービス等事業所及び現場を支える従事者の方々への必要な支援に努めてまいります。

私からは以上です。

○副議長（永森直人）以上で井加田まり議員の質問は終了しました。